



平成 25 年 8 月 2 日

各 位

会社名 市光工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 オードバディ アリ
(コード: 7244、東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室長 新宅 大器
(TEL. 0463-96-1442)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、カナダ国オンタリオ州上位裁判所において訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起され、平成25年8月2日に、本件訴訟に関する訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および提起されるに至った経緯

原告らは、当社を含む被告らによって提供された自動車用ランプを直接または間接に購入したものを代表して、被告らが共謀して、自動車用ランプについて調整行為を行った等と主張して、被告らに対して訴訟を提起しております。

2. 訴訟を提起したものの概要

- (1) 名称 : SHERIDIAN CHEVROLET CADILLAC LTD.
所在地 : カナダ国オンタリオ州
- (2) 名称 : PICKERING AUTO MALL LTD.
所在地 : カナダ国オンタリオ州
- (3) 名称 : FADY SAMAHA
所在地 : 不明

3. 訴訟内容

原告らは、本件訴訟において、当社に対して、損害賠償、懲罰的損害賠償等を請求しております。なお、訴状によれば、原告らは、被告ら全社に対し、損害賠償および懲罰的損害賠償として、合計額で最大 55,000,000 カナダドル(円換算で約 53 億円)を請求しております。

4. 今後の見通し

当社は、訴状の内容を精査した上で、適切に対処していく所存です。

また、当社は、本件訴訟と同様の訴訟を今後提起される可能性があります。

なお、本件訴訟等が当社の今後の業績に与える影響につきましては、現時点で見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上